

公益社団法人日本口腔インプラント学会 総会運営規程

平成22年11月11日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款第12条から第19条に定める事項のほか、本会の総会の運営に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 総会は、定時総会と臨時総会に区分する。

第3条 総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席により成立する。

2 総会に出席できない代議員は、委任状を理事長に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。前項の適用において、委任状を提出した代議員は出席したものとみなす。

3 総会に出席できない代議員が委任状を提出する場合、総会に出席する代議員の中から代理人を1名選ぶものとする。

4 専務理事は、監事とともに総会の開会に先立ち、出席代議員数を確認し、成立要件を満たしていることを総会に報告しなければならない。

(代議員以外の出席)

第4条 名誉会員が総会に出席しようとするときは、あらかじめ理事長に届け出なければならない。

2 理事長は、必要と認めるとき総会の承認を得て、前項に規定する者以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(仮議長)

第5条 定款第16条の規定による議長が選出されるまでの間は、専務理事が仮議長を務める。

(副議長)

第6条 議長は、必要と認めるときは出席代議員の中から副議長を選任することができる。

2 副議長は、議長を補佐する。

(議事録署名人)

第7条 議長は、議事に先立ち、出席代議員の中から2名の議事録署名人を選任しなければならない。

(議案の提出)

第8条 理事長は、期日を指定して、定款第13条に定められた総会の議決事項以外の議案の提出を代議員に要請しなければならない。

2 理事長は、代議員から提出された議案について、理事会の議を経て総会提出議案

を決定するものとする。ただし、提出された議案の一覧は総会に公示しなければならない。

- 3 理事長は、総会提出議案を総会開催通知とともに代議員に通知しなければならない。

(議事録)

第9条 総会の議事録には、次の各号に掲げられた事項が記載されなければならない。

- (1) 開催日時および開催場所
- (2) 出席者数および陪席者数
- (3) 議長選任の経緯
- (4) 開会宣言
- (5) 報告事項の概要
- (6) 審議事項の概要およびその審議結果
- (7) 閉会宣言

(補則)

第10条 この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、総会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
2. この規程は、平成26年6月1日に一部改正し、同日から施行する。

参 考

旧社団法人規程 平成17年8月15日制定及び施行
平成20年6月22日一部改正及び施行